

○小池晃君 大臣、正に今審議されているパート法案について厚生労働省の国会答弁とも百八十度異なるような見解が出されているわけですよ。しかも、それだけではない。同一労働同一賃金にも反対。最低賃金を引き上げることにも反対。しかも、中身を見ますと、例えばこんなことも書いてあるんです。行政庁、労働省、労働経済研究者などには、このような意味でのごく初步の公共政策に関する原理すら理解しない議論を開陳する回も多い。当会議としては、理論的根拠のあいまいな議論で労働政策が決せられることに対しても、重大な危惧を表明せざるを得ないと考えていい。ここまではある意味なめられたような文書を出しているわけですよ。

大臣、やっぱりこれは、私、むしろ私なんかは、これはもう財界の利益のみを根柢にしたあいまいな議論で、労働政策にこうじう規制改革会議が介入してくることは重大な懸念を私は持つわけですが、これだけの中身を出されておいて黙っているわけにはいかないんじゃないですか。私は、今正にパート法の審議もやっているんですけど、ら、その中で、全く政府見解と違つことが規制改革会議から出てくる中で、これは法案審議なんかできませんよ。これを撤回しなければ私はこの法案審議はできないと思いますが、撤回を求めるべきじゃないですか。

○國務大臣(柳澤伯夫大考) 委員の御指摘は私ども大しましても理解するところであります。先ほどお申し上げますように、この法案を出したまでは担当の省のみならず、内閣におきましても、そういう最低賃金の問題について将来、中長期的にこれ引き上げる方向でその条件をいかにして整えるかと云ふことについて議論をいたしました。そういう状況の下で、政府のこの一部門の末端の組織などに於ける、こうしてその方向性において全く違うようなことを意見表明するところは、これはもう随分異例のことであると思う。適切さを全く欠いていると私は考えております。

小池委員の方からは、「この撤回を求めるべ」と、こう云つようにおっしゃいますけれども、これは規制改革会議の下のグルーブの、更にその下のまたタスクフォースということになりますので、ちょっと私どもとしてはそれほど大きく相手にすべきことでもあるまいと、このように考えております。

（原刊于《中国青年报》，略有改动）

○小池義君 この調査、三年前にな
すが、最貧を要素とするといふ數
から、今お話をうたよつて、二一九%
います。六四%という同じ地域の同
賃金相場というのも、結局その地
場合が多いと思うんです。

私、いろいろと実態お聞きしま
す。
例えば大阪の労働者、大阪労連の少
しけれども、パート労働者の方が一
処遇を求めるに何と言われるか、「
ころはどこにあるねんと、周り見
だけ良くなきないじやないかと
スーパーと比べて遙色ないはずだ
あんたたち安い」と言つて辞めな
ういう返事が、これは使用者側か
言つうんですね。これが実態だと、
吉司、大坂の例でいうと、最貧

頗るの七百十二田
したけれども、
方で聞いたんだ。
田交でその均等
そんな資金のとこ
を自分のとこに
時間給は隣の
と、その証拠に
いだらうと、こ
ら返ってくると

○政府参考人(青木豊君) 最低賃金制度は、今までのところお話しにありましたように、賃金の低廉な労働条件の下支えとして十分機能しているとうふうに思っておりますし、今後とも、安全網として一層適切に機能することが求められているところです。

このため、今お話をありましたように、今回の改正法案では地域別最賃については生活保護との整合性も考慮するということを明確にしまして、その最賃額までの賃金の不払についての罰金額の上限を五十万円に引き上げるということで、より一層この最低賃金制度が適切に機能するようにならうふうに考えております。

お話をありました最低賃金の具体的な水準につきましては、これは公労使三者構成の地方最低賃金審議会における地域の実情を踏まえた審議を経て決定されるものであります。今回の法案が成立した暁には、各都道府県の地方最低賃金審議会においてこの法改正の趣旨に沿った議論が行われて、その結果に沿って現下の雇用情勢等を踏まえた適切な引上げ等の措置を講ずることとしておりま

また、成長力底上げ戦略推進円卓会議におきまして、生産性の向上を考慮した最低賃金の中長期的な引上げ方針について政労使の合意形成を図って、その合意を踏まえて生産性の向上に見合った引上げを実現したいというふうに考えておりま

その点で、今この国会に提出されています法案ですが、生活保護に係る施策との整合性に配慮すると、そういう規定でしかない、確實に最優先が引き上がる根拠は示されておりません。厚生労省としては、これ、どの程度の金額が上がると考えているのか。もう生活保護との関係とどうこといいつていくと、全国のアンバランスという点ではかえって大きくなる危険性あるんじゃないとかと思うんですが、その点はいかがですか。

金を定めることは適当ではないと、やはり各地域の実情に応じて決定されるべきであるというふうに考えております。

○園田康博君

平成19年5月24日 衆・本会議 園田康博議員(民主)

次に、最低賃金法の改正について伺います。地域別最低賃金は毎年一円から五円程度しか引き上げられておらず、我が国の最低賃金水準は、他の先進諸国に比べても低い水準に抑えられています。地域によっては、最低賃金が生活保護水準を下回っており、生計が立てられない貧困層の拡大を招いています。

新聞各紙はワーキングプアなどと上品な片仮名を使ってますが、これは日本語に訳せば、働く人も暮らしていけない、結婚できない、将来の展望が持てずその日暮らしを続けるしかない社会は、貧乏な国でございます。すなわち、政府案が行き着くところは、美しい国ではなく、貧乏の国・日本を目指していると言わざるを得ません。

大臣、ネットカフエを行ったことはございませんでしょうか。私は昨日、ネットカフエのその実態、若者の実態を見なければならないと思い、実際に見てまいりました。そこには、日雇い派遣という形で、一日六千円から八千円の給料で生計を立てているものの、アパートを賃貸する初期費用六ヶ月分をためることができ、ネットカフエ、あるいは最近ではハンバークーショップなどで一夜を過ごす若者がふえてると言われ、ネットカフエ難民という言葉まで生まれています。このような若者がどのくらいいるのか、その実態と、また、そのような若者を生んでいる社会について大臣はどう思われますでしょうか。御感想をお伺いいたします。

さて、法案についてお伺いする前に、政府の御見解を明確にしておかなければなりません。

昨今、規制改革会議から、不用意に最低賃金を引き上げると、その賃金に見合った生産性を發揮できない労働者の失業をもたらすという、最低賃金の引き上げに慎重な意見が発表されたそうであります。今、こうして最低賃金法の改正案がまさに

次に、いわゆるネットカフエ難民についてお尋ねがありました。

次に、いわゆるネットカフエ難民についてお尋ねがありました。成長力不足でござります。

次に、いわゆるネットカフエ難民についてお尋ねがありました。成長力不足でござります。

国会審議に入ろうというときに、政府の規制改革会議から意見書が発表されたとするならば、これを見過すことではございません。さらに、成長力不足でござります。

次に、いわゆるネットカフエ難民についてお尋ねがありました。成長力不足でござります。

○國務大臣(柳澤伯夫君)

次に、いわゆるネットカフエ難民についてお尋ねがありました。

この問題に的確に対応するためには、まずその実態を把握することが重要であります。これらの方は、その外見から一般的の利用者と区別がつかないことながら把握が困難な面があるため、関係者と調整を図りながら的確な把握方法をします。

民主党的な考え方では、最低賃金の原則を労働者及びその家族の生計費を基本とするとしておりますが、政府案において、最低賃金の原則として労働者及びその家族の生計費を基本としております。しかし見えません。最低賃金政策の決定権がだれにあります。これらの者に対する対策につきましては、把握された実態を踏まえて具体的に検討する予定であります。これらの者には、まず、住居を確保するための相談、支援を行うとともに、より安定的な就業機会を確保するための支援を行っていただくことが課題であると考えております。

規制改革会議の意見書に対する見解等についてのお尋ねがありました。

お尋ねの規制改革会議の意見書とは、去る五月二十一日、規制改革会議再チャレンジワーキンググループ労働タスクフォースが公表したものであります。この試算の算定根拠、法施行後一遍に引き上げるか、厚生労働大臣に説明を求めます。

政府案は、地域別最低賃金の原則として「労働者の生計費を考慮するに当たつては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するもの」としておりますが、この改正により、加重平均で時給四十九円になるという厚生労働省の試算が報道されています。この試算の算定根拠、法施行後一遍に引き上げるか、厚生労働大臣に説明を求めます。

最後に、これまで私どもが独自案としてそれぞれ出してくるたびに、バナナのたき売りではございませんが、例えば最賃の相場が引き上がるようになります。

厚生労働省といいたしましては、最低賃金法改正法案を成立させていたいたい段には、改正法の趣旨を踏まえ、最低賃金の引き上げを図つてまいります。

なお、最低賃金は、最低賃金審議会の意見を聞いて、厚生労働大臣または都道府県労働局長が決定するものとなつております。

労働者の家族も考慮した最低賃金の決定に関するお尋ねがありました。

労働者の生計費とは、労働者の生活のために必要な費用をいうものであります。このような労働者を前提とするのかについては、最低賃金の決定の仕方と密接に関連する問題であります。

現在決定されている地域別最低賃金は、年齢階層にかかわらず一律に決定され、単身労働者も扶養家族を有する労働者もいずれも対象としており、また、一般的には賃金カーブは入職時が最も低くその後上昇していくことになります。最低賃金の決定に当たって、直接参考となるのは若年単身労働者の生計費とすることが適当と考えております。

今回の法改正による最低賃金の引き上げ幅についてのお尋ねございました。

今回の最低賃金法改正法案における審議を経て決定される際は、最低賃金審議会における審議を経て決定の方は、最低賃金審議会における審議を経て決定されるものであります。

また、地域別最低賃金の具体的な水準は、中央最低賃金審議会の議論も踏まえ、地方最低賃金審議会において、生計費、賃金及び賃金支払い能力の三つの決定基準に基づき、地域の実情を含めさまざまな要素を総合的に勘案して審議を行い、決定されるものであります。

御指摘の報道の内容は、現在の最低賃金の水準と生活保護の水準との機械的な一つの比較を示したものと考えております。

いずれにいたしましても、今回の法案が成立した暁には、最低賃金審議会におきまして法改正の趣旨に沿つた議論が行われ、その結果に沿つて、現下の雇用経済情勢を踏まえた適切な引き上げ等の措置を講ずることいたしております。

まず、最低賃金法改正法案について御質問します。

最低賃金制度は、すべての労働者の賃金を下支えするセーフティーネットとして極めて重要な役割を果たしているところであり、就業形態が多様化する中で、その重要性はさらに増しているものと考えます。

ところで、現在、地域別最低賃金は都道府県ごとに決定されておりますが、地域によっては、最低賃金でフルタイム働いても、生活保護水準以下の収入しか得られない場合もあると伺います。このことは、最低限度の生活を保障するという観点やモラルハザードの観点から大きな問題であり、就労に対するインセンティブが働くかないと考えます。

こうした問題に関して、労働者の賃金の底上げを図るべく、最低賃金制度がより一層セーフティーネットとして十分に機能する必要があると考えておりますが、今回の改正法案においてはどのような対応しようとしているのか、厚生労働大臣の見解をお伺いいたします。

次に、あるべき最低賃金の姿についてお尋ねいたします。

現在、地域別最低賃金の水準は、全国加重平均で六百七十三円と聞いております。これについて、全国最低賃金を導入すべきとの意見や、全国平均で千円を目指すというような意見があり、これを実現させるため、民主党案では、最低賃金の決定基準から賃金支払い能力を取り払つております。

このような主張は直さわりがよく、またわかりやすくなるのでですが、最低賃金は国が罰則をもつてすべての労働者の最低限度の水準の賃金を保障するものであることにかんがみれば、企業の賃金支払い能力を無視して、最低賃金を例えば千円といった水準に大幅に引き上げるとなりますと、中小企業の事業経営を圧迫し、反発を招くのは明白であります。

また、我が国の実情を見ると、賃金や物価水準等について地域格差が大きく存在し、地域の経済状況にも差が見られるところであります。

全国最低賃金を導入すべきという主張や、地域別最低賃金を例えれば千円といった水準に大幅に引き上げるべきといった主張について、厚生労働大臣の見解をお伺いいたします。

最初に、最低賃金の機能強化に関するお尋ねがございました。

最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者の労働条件の下支えとして重要なものと認識しております。そこで、就業形態の多様化等といった社会経済情勢の変化に対応して、今後ともセーフティーネットとして一層適切に機能することが求められている、このように考えております。

このため、最低賃金法改正案におきましては、地域別最低賃金について、一つ、その水準を生活保護との整合性も考慮して決定すること、二つ、不払いに係る罰金額の上限を五十万円に引き上げることなどいたしております。

次に、最低賃金の決定に当たつての考え方に関するお尋ねがございました。

最低賃金は、労働者の最低限度の水準の賃金を保障するものであります。地域によって物価水準等に差があり、生計費も異なることから、その最低限度の水準についても、地域によって差があるものと考えております。このため、全国一律に最低賃金を定めることは適当ではなく、各地域の実情に応じて決定されるべきであると考えます。

また、地域別最低賃金を例えれば千円へ引き上げるなど、急に大幅に引き上げることについては、中小企業を中心として、労働コスト増により事業経営が圧迫される結果、かえつて雇用が失われる面もあり、非現実的と考えております。

○笠井亮君

最後に、最低賃金の問題です。

現行の最低賃金は、全国十一都道府県で、生活保護水準さえた回つてはいるのが現状です。こんなことが放置されないはずはありません。最低賃金の決定権は國にあります。こんなに低レベルにとどめできた責任は極めて重大です。一体、今回の法改正で、最低賃金が幾ら引き上げられるのですか。

今必要なことは、全労連や連合を初め多くの労働者、國民が求めてるよう、全國どこでも時給千円以上に引き上げることではありませんか。明確な答弁を求めて、質問を終わります。

今回の法改正による最低賃金の引き上げ幅についてのお尋ねがございました。
今回の最低賃金法改正法案におきましては、地域別最低賃金について、その水準を生活保護との整合性も考慮して決定することいたしております。

最低賃金の具体的な水準につきましては、地方最低賃金審議会における審議を経て決定されるものであります。今回の改正法案が成立した暁には、審議会において法改正の趣旨に沿った審議が行われ、その結果に沿つて、現下の雇用経済状況を踏まえた適切な引き上げ幅等の措置を講ずる」といたしております。

最低賃金の水準についてのお尋ねがありますた。

地域別最低賃金を全國どこでも千円以上に引き上げるなど、急に大幅に引き上げることにつきましては、中小企業を中心として、労働コスト増により事業經營が圧迫される結果、かえつて雇用が失われる面があり、非現実的と考えております。

○国務大臣(柳澤伯夫君)

○重野安正君

今回、最低賃金法の一部を改正する法律案に生活保護との整合性が盛り込まれていますが、そも

そも、このような考え方を導入すること自体、問題です。新たな指標が加わることで、生活保護制度の縮小が続く中、最低賃金もどの程度引き上げられるのか定かではありません。

日本の最低賃金は、欧米諸国と比べ低過ぎます。ナショナルミニマムの最低賃金を法で定め、そこに地域別最低賃金を上乗せする方式に変更することによって、最低賃金の底上げを図る方策を検討すべきであると考えますが、大臣の答弁を求めます。

最低賃金は、労働者の最低限度の水準の賃金を保障するものですが、地域によって物価水準等に差があり、生計費も異なりますので、その最低限度の水準についても地域によって差があると考えております。このため、全国一律に最低賃金を定めることは適当ではなく、各地域の実情に応じて決定されるべきだと考えます。

また、全国最低賃金を決定した上で、地域によつてそれを上回る地域別最低賃金を決定する方

式につきましては、地域の実情に応じて地域別に最低賃金を定めている現行の制度と結果としては実質的に変わらないのではないかと考えられ、御指摘のような制度とする必要性はないものと考えます。

○國務大臣（柳澤伯夫君）

最低賃金の決定方式についてのお尋ねがあります。

○糸川正晃君

最低賃金法の一部を改正する法律案について質問いたします。

今回の改正案は、地域別最低賃金の決定に当たって、生活保護に係る施策との整合性に配慮することとしております。そして、これにより最低賃金は引き上がる方向であると、総理、柳澤厚生労働大臣は幾度となく発言しております。厚生労働省の試算によりますと、東京や大阪などの全国十一都道府県で、地域別最低賃金が生活保護の水準を下回っております。

最低賃金の大額引き上げは中小企業への影響も大きいと考えられますが、どのようにして最低賃金を大幅に引き上げるつもりなのか、厚生労働大臣の明確な答弁を求めます。

最低賃金の引き上げについてのお尋ねがございました。

最低賃金の具体的な水準につきましては、地方最低賃金審議会における審議を経て決定されるものであります。今回も最低賃金法改正の趣旨に立した暁には、審議会において法改正の趣旨にそつた審議が行われ、その結果に基づき、現下の雇用経済状況を踏まえた適切な引き上げ等の措置を講ずることとしたしております。

さらに、成長力底上げ戦略推進円卓会議において、生産性の向上を考慮した最低賃金の中長期的な引き上げ方針について政労使の合意形成を図り、その合意を踏まえて、最低賃金の中長期的な引き上げに関して産業政策と雇用政策の一体運用を図ることをいたしておりますが、中長期的には、こうした取り組みの成果としての生産性の向上に見合った最低賃金の引き上げが実現されるものと期待をいたしております。

○国務大臣（柳澤伯夫君）

平成19年5月29日 参・厚労委 辻泰弘議員(民主)

それから次に、アメリカの最低賃金についての報道がございました。最低賃金については法的な議論ができるまま終わるのもかもしれませんけれども、私どもとしては、やはり全国最賃をつぶつて、生計費も、労働者本人だけじゃなくて家族の生計費も入れた数字とすべきだと、このようなことを申し上げているわけでございます。そこで大いなる関心を持つっているわけですが、アメリカも二年間で六百三十円近くから八百八十九円まで引き上げるというふうなことが出ていたのですが、まずアメリカの最賃制度についての基本的な仕組み、その今度の引上げの内容、それから引上げをするときに減税なども加味したというふうに聞いておるんですが、その辺について簡単に御報告いただければと思います。

○政府参考人(宮島俊彦君) お答えいたします。

今般、五月二十五日に大統領の署名した法律は、現行一時間当たり五・一五ドル、日本円で百二十円で換算しますと六百十八円の連邦最低賃金を、署名の日から六十日後には五・八五ドル、七百二円、一年後に六・五五ドル、七百八十六円、さらに一年後に七・一二五ドル、八百七十円へ引き上げるという内容でござります。

なお、引上げに伴いまして中小企業に対する減税も実施し、企業負担の軽減も図るというふうに聞いておるところでございます。

○辻泰弘君 まあ国情が違うんであれですけれども、基本的には全國最賃みたいなものであるとこんなイメージでしようか。

○政府参考人(宮島俊彦君) アメリカの最低賃金制度でございますが、これには連邦制度と州の制度の二つがございます。

連邦最低賃金の適用範囲、これは州を越えて営業する企業、それから連邦、州などの公務員、それから年商五十万ドル以上の事業所などが連邦最低賃金の適用ということでございます。州においてはその連邦で適用されないものについても最低賃金を決めておりまして、適用範囲、金額とも州において独自に決めているというようなことでございますが、連邦賃金と州賃金が差異が生じる場合は労働者にとって有利な方を優先すると、そういうような制度になつてあるということでおい

○辻泰弘君 また、最低賃金の議論は今後させていただきたいと思いますけれども、私どもとしては最低賃金をこのアメリカでも二百三十円ぐらいでござりますか、上げていくところに、二百五十円ですか、上げていくといふうこととを、まあ二年間でござりますけど、あるわけで、そういうことも、そしてまた中小企業減税も加味しながらどうことのようですねけれども、そういったことも模範としながら取り組んでいきたいと思っております。

またあわせて、最賃の引上げと同時に残業代の割増し率の引上げというものをもつとしつかりと取り組んでいく、そういうことのトータルとしての労働分配率の引上げに政策的にも対応していくかなければならない、このように思つてはいるところであります。

○新井委員

初めて、最低賃金法について、生活保護との整合性についてお伺いいたします。

賃金の水準が生活保護を下回る都道府県があると聞きましたが、最低賃金の水準が生活保護の水準より低いと、額に汗して働くよりも生活保護を受けた方がよいことになつて、就労意欲がそがれるのではないかと思つております。

そこで、最低賃金が生活保護を下回るという指摘につきまして、今回どのようにこの改正法案で対応しているのか、副大臣にお伺いしたいと思います。

○武見副大臣 本来、この最低賃金制度というのは、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障して労働条件の改善を図ることを目的としているわけです。ただ一方、近年、労働者の最低限度の生活を保障する観点、それからモラルハザードの観点、こういったところから、生活保護との整合性の問題が指摘されるようになります。

このため、最低賃金法改正法案におきましては、最低賃金制度がセーフティーネットとして十分に機能するよう、地域別最低賃金について、その水準を生活保護との整合性も考慮して決定するということを明確にしているわけあります。

この最低賃金の具体的な水準につきましては、地方最低賃金審議会、ここで審議を経て決定されるものでございますけれども、今回のこの法案が成立した後、審議会におきまして法改正の趣旨に沿つた審議が行われ、その結果に沿つて、現下の雇用経済状況をしつかりと踏まえた上で、最低賃金のそれぞれの地域における適切な引き上げ、こういったこと等の措置を講ずることとしております。

○新井委員 私も、ぜひともそれをしつかりやつていただきたいと思いますけれども、この最低賃金制度について、民主党は、通常の事業の賃金支払い能力、これを考慮せずに最低賃金を決定するという改正法案を提出して、時給最低千円を目指すと主張されているようでありますけれども、最低賃金はやはり地域の経済力に見合つたものとすべきであると私も思つておりますし、このような

主張は実効性があると言えるのでしょうか。そして、また政府にお伺いしたいと思いますけれども、最低賃金の決定に当たつては賃金支払い能力を考慮すべきものと考えますが、この点についていかがでしょうか。お伺いいたします。

○青木(農)政府参考人 地域別最低賃金の具体的な水準につきましては、これは三つの決定基準、一つは労働者の生計費、賃金、それから通常の事業の賃金支払い能力、この三つの決定基準に基づきまして、地方最低賃金審議会における地域の実情を踏まえた審議を経て決定されるということになります。

お話をありましたように、このうちの通常の事業の賃金支払い能力というのは、これは個々の企業の支払い能力ということではなくて、地域において正常な経営をしていく場合に、通常の事業に期待することができる賃金支払い能力をいうというふうに考えております。

最低賃金は、国民経済あるいは当該地域の経済力の水準とかけ離れた水準で決定され得るというのもでない、御指摘のとおりだと思います。最低賃金の決定に当たりましては、御指摘のとおり、通常の事業の賃金支払い能力についてもやはり考慮されるべきものというふうに考えております。

○新井委員 ありがとうございます。

私も、この民主党の、これは最低千円以上を目指すと言つておりますけれども、かなりの地域差があると思っております。そしてまた、私の地元などでも、零細企業にとりましてはやはり負担となりますので、確かに労働基準法というのは労働者の方のための法律だと思っておりますけれども、経営者のこともある程度考えてあげないといけないと思いますので、ぜひともしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

○古屋(範)委員

日本全体の雇用環境でござりますが、四月の完全失業率三・八%ということございまして、一時期と比べますと、労働環境、雇用環境、非常に明るい兆しが見えてくると言つことができると思ひます。バブル経済崩壊の不況下におきましては、どうしても正規雇用が抑制されまして、非正規雇用者が増大をいたしました。雇用の不安定化を背景といたしまして、長時間働いても生活保護水準以下の収入しかない、いわゆるワーキングプアと呼ばれる人々の存在、非常に大きな課題であると考えております。

それに対しまして、このたびの最低賃金法改正案、格差是正またセーフティーネットを張つていく、これに資する法案である、このように考えております。

「」のたびの法改正、三十九年ぶりとなる抜本的な改正であるといつてあります。最低賃金制度が働く人々の安全網、支えとして十分に機能し、所得格差の是正に資することができるなどを期待をしているわけでございます。

この中で、地域別最低賃金をセーフティーネットとして義務化する、そして地域別最低賃金の原則として、生活保護との整合性に配慮する、そして地域別最低賃金の不払いを行つた企業に対する罰金、これは二万円以下から五十万円以下に重くするといふものでございます。中でも、生活保護に係る施策との整合性に配慮する、この地域別最低賃金の額が本当に引き上げられるのかどうか、これが最大の焦点であると考えます。

例えば都道府県ごとに設定されている地域別最低賃金、産業や職種にかかわりなくすべての労働者とその使用者に適用されるために、労働者の安全網としての機能を持つていますが、その不均衡がござります。

平成十八年度地域別最低賃金、最高が東京都で時給七百十九円、次いで神奈川七百十七円、大阪七百十二円、最低が青森、岩手、秋田、沖縄の六百十円となつております。全国平均は六百七十三円ですが、最も高い東京都と最も低いこの四県とを比べますと、百九円もの差があるわけあります。一日八時間、二十二日間働いたとしても、東京では十二万六千五百四十四円、一方、この四県におきましては十万七千三百六十円と、実に一万九千百八十円、二万円近い開きが出てまいります。

このように地域間格差が見られることがあれば問題なのが、最低賃金水準自体が低いところです。

きたいというようなお言葉をちょうどいたしましたが、諸外国と比較した場合に、日本の最低賃金は六百七十三円でありますけれども、イギリスが千百九十円、フランス一千三百三十八円、千円を超えるなどあります。逆に、アメリカは、現在六百十一円であります。この批判的となつて憲法第二十五条に基づき最低限度の生活を保障するために設けられている生活保護費よりも低額となつておられます。

そこで、今回の改正を機に、各都道府県の地域別最低賃金を適正水準に引き上げる必要があると考えております。生活保護世帯以上の水準に見直し、生活保護費と最低賃金の逆転現象を解消すべき、このように考えますが、いかがでしょうか。

○柳澤國務大臣 最低賃金制度は、賃金が低い、そういう立場に置かれた労働者につきまして賃金の最低額を保障することによって、労働条件の確保、改善を図ることを目的としたしております。

今委員の御指摘ありましたように、最低賃金が低いのではないか、こういう御指摘ございまして、それが立場に置かれた労働者につきまして賃金の最低額を保障することによって、労働条件の確保、改善を図ることを目的としたしております。

今委員の御指摘ありましたように、最低賃金が低いのではないか、こういう御指摘ございまして、それが立場に置かれた労働者につきまして賃金の最低額を保障することによって、労働条件の確保、改善を図ることを目的としたしております。

今委員の御指摘ありましたように、最低賃金が低いのではないか、こういう御指摘ございまして、それが立場に置かれた労働者につきまして賃金の最低額を保障することによって、労働条件の確保、改善を図ることを目的としたおります。

今委員の御指摘ありましたように、最低賃金が低いのではないか、こういう御指摘ございまして、それが立場に置かれた労働者につきまして賃金の最低額を保障することによって、労働条件の確保、改善を図ることを目的としたおります。

今委員の御指摘ありましたように、最低賃金が低いのではないか、こういう御指摘ございまして、それが立場に置かれた労働者につきまして賃金の最低額を保障することによって、労働条件の確保、改善を図ることを目的としたおります。

今委員の御指摘ありましたように、最低賃金が低いのではないか、こういう御指摘ございまして、それが立場に置かれた労働者につきまして賃金の最低額を保障することによって、労働条件の確保、改善を図ることを目的としたおります。

今委員の御指摘ありましたように、最低賃金が低いのではないか、こういう御指摘ございまして、それが立場に置かれた労働者につきまして賃金の最低額を保障することによって、労働条件の確保、改善を図ることを目的としたおります。

今委員の御指摘ありましたように、最低賃金が低いのではないか、こういう御指摘ございまして、それが立場に置かれた労働者につきまして賃金の最低額を保障することによって、労働条件の確保、改善を図ることを目的としたおります。

今委員の御指摘ありましたように、最低賃金が低いのではないか、こういう御指摘ございまして、それが立場に置かれた労働者につきまして賃金の最低額を保障することによって、労働条件の確保、改善を図ることを目的としたおります。

今委員の御指摘ありましたように、最低賃金が低いのではないか、こういう御指摘ございまして、それが立場に置かれた労働者につきまして賃金の最低額を保障することによって、労働条件の確保、改善を図ることを目的としたおります。

今委員の御指摘ありましたように、最低賃金が低いのではないか、こういう御指摘ございまして、それが立場に置かれた労働者につきまして賃金の最低額を保障することによって、労働条件の確保、改善を図ることを目的としたおります。

我が国は、若年者などを含めますと、最低賃金制度によって、労働者の年齢にかかるわざいます。しかし、諸外国ではそうでもない国もあります。英、仏、米などのように年齢によって減額している国もありますし、また、適用対象企業に制限がある、一定の規模以上ある企業の労働者というようなことにしているといふこともあります。そういう国もございます。

また、適用対象企業に制限がある、一定の規模以上ある企業の労働者というようなことにしているといふこともあります。そういう国もございます。そこで、労働者の年齢にかかるわざいます。しかし、諸外国ではそうでもない国もあります。英、仏、米などのように年齢によって減額している国もありますし、また、適用対象企業に制限がある、一定の規模以上ある企業の労働者というようなことにしているといふこともあります。そういう国もございます。

また、我が国におきましては、企業規模間の賃金格差が大きいという指摘もあるなど、賃金構造について、諸外国と異なった事情があると思つてあります。したがつて、単純に最低賃金の水準そのものを外國と比較することは難しい面があるといふふうに思つております。

それからまた、最低賃金につきましては、多くのものを外國と比較することは難しい面があるといふふうに思つております。

その国におきまして、労使も参考した審議会において、黄金実績等を踏まえた審議を経て、その国々の妥当な水準として決定されているものであるといふふうに思つております。

それからまた、最低賃金につきましては、多く

全国一律最低賃金といふものを定めるべきだという指摘も一方でござります。民主党が提出いたしましたが、きょうは審議に欠席をしておりました。

重要な労働法案の審議に欠席をする、嚴重に抗議したいと思いますが、民主党提出の最低賃金法の一部を改正する法律案の中で、全国一律の最低賃金を設けると規定しています。その上で、全国平均で時給千円を目標と主張しているわけです。もちろん、最低賃金を引き上げる、非常な現実性がないのではないかということが問題となつてしまひります。

このように、諸外国と比べて大きく低い日本の最低賃金水準、これについていかがお考えでしょうか。

○青木(喜)政府参考人 最低賃金は各国でそれぞれ定められておりますけれども、その基礎となつておりますところがかなり異なつておるというふうに思つております。

我が国は、若年者などを含めますと、最低賃金制度によって、労働者の年齢にかかるわざいます。しかし、諸外国ではそうでもない国もあります。英、仏、米などのように年齢によって減額している国もありますし、また、労働者を一人で雇用していればすべての企業に適用されるといふふうに思つております。

我が国は、若年者などを含めますと、最低賃金制度によって、労働者の年齢にかかるわざいます。しかし、諸外国ではそうでもない国もあります。英、仏、米などのように年齢によって減額している国もありますし、また、労働者を一人で雇用していればすべての企業に適用されるといふふうに思つております。

この最低賃金について、公明党は、生活保護との整合性を考慮して水準を引き上げるべき、このよう主張をしてまいりました。それが今回、こうした改善策を盛り込んだ最低賃金法改正案となりました。

○武見副大臣 地域によって物価水準等に差があることは御案内とのおりでありますし、生計費も異なります。全国一律に最低賃金を定めるということは全く適当とは思いません。各地域の実情に応じて決定されるべきものと私どもも考えております。

○古屋(範)委員 私も同感でございます。

国民生活に直結をいたしました労働三法、この早期成立を求めまして、質問を終わりにいたしました。